

没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合（第2回）

議事概要

- 1 日時 令和8年3月6日（金） 15時00分～16時50分
- 2 場所 オンライン開催
- 3 出席者
 - (1) 構成員
小塚座長、栄藤座長代理、雨宮構成員、大屋構成員、小川構成員、影広構成員、加藤構成員、近藤構成員、仲上構成員、南郷構成員、樋口構成員、増田構成員
 - (2) オブザーバー
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官、デジタル庁戦略・組織グループAI実装総括班web3担当
 - (3) 総務省
藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、寺本情報流通行政局参事官、下山情報流通行政局参事官付参事官補佐、神保情報通信政策研究所調査研究部長
ほか
- 4 議事
 - (1) 事務局資料説明
 - (2) 構成員御発表
 - (3) 意見交換
 - (4) その他
- 5 議事概要
議事次第に沿って、事務局から資料の説明をした後、構成員3名からの御発表を行い、意見交換を実施した。概要は以下のとおり。

【構成員の主な意見】

① 資料2-3（影広構成員発表）について

- 暗黙知の取得の手法に関してベストプラクティスが蓄積できていけば、他社を含めた横展開の動きなど、ほかの業種にもどんどん広げていける余地が大きいのではないか。権利保護の対象の明確化にもつながりやすいのではないか
- （暗黙知を）生成AIにマルチモーダルで学習させ、実際使うときは生成AIから大事なところをアウトプットさせるというようなことを今試みている。そういう意味では、そのモデルやアウトプットが権利としてもものすごく大事になってくるので、考えていかないといけない
- 暗黙知の権利化、デジタル化に関しては何かのガイドラインというようなものが要るのではないか
- メタバースを使ってナレッジをあまり熟練されてない方に紹介してうまくやっていただくというのが趣旨なので、そこはやはり分かるようにしないといけないのだけど、でもやはりその企業の方々は機密を保持したいというのがあって、そこをどういうふうにバランスしていくかというのが非常に難しい
- 企業のデータと個人のデータの切り分けみたいなのところをどのようにするのがよいのか
- AIモデルをどう守っていくのかというのがセキュリティ的な観点でも重要になってくる
- お客様向けに開発したところの共通部分を共通コンポーネントにしていくといった取組があった際、取り出す部分、権利を保護する部分というところで議論したい
- クリティカルなことが発生したときに、AIと人間どちらに責任が帰属するのか（影広構成員と樋口構成員に対するご意見）
- 熟練工の熟練知をAIで吸い上げてしまうことについて、技術それ自体というよりも技術を取り巻くエコシステムのつくり方の問題である。社会の側がこのような技術にどう向き合うかという観点で検討していく必要がある
- 生成AIの技術、今発展しているものを使ってモデル化していくと、複数の熟練者がいろいろなことをやっていることから、より高度なスーパー熟練者AIというのができてくるので、その場合の権利関係ということを考えると非常に難しいのではなかろうかと思う

② 資料 2-4 (近藤構成員発表) について

- 空間コンテンツのフォーマットの標準化と操作に関わるUI・UXの標準化が課題
- ハードウェアを作るときにこういうセキュリティを具備した端末を作っていくべきだという1つの標準が今後できてくればいい

③ 資料 2-5 (樋口構成員発表) について

- 特定の事業者依存しない形で横展開していくと、各企業が独自に技能を判定するのではなく、技能の内容自体の標準化やラベリングが必要になっていくのではないかと
- 資格の制度が存在しているもの、データのフォーマットが確定しているものは、ぜひ活用したい。まだ型化されていないところについては、産業横断的に策定していきたい
- AIエージェントが使われるときに、AIエージェントの作為が誰に帰属するのか。帰属の真正性、また、内容の正確性の問題がある
- 複数エージェントが同時多発的に出現した場合、それ(正確性)が対応できるものかということと、それぞれの一貫性は担保されるのか
- ベリファイアブル・クレデンシャル(VC)の技術を住民票の写しの電子交付に使えるかという議論が出ており、これが例えば実現していったとすると、ある種のトラストアンカーとして、現実の人間とメタバース上のアバターを結びつけていく道具になるかもしれない

※ 事務局説明(資料 2-1 及び 2-2)に関する意見等は無し

以上